

第1回教育と福祉との連携についての副大臣（文部科学省・厚生労働省）

プロジェクトチーム（仮称）会議

平成29年12月14日

【森下特別支援教育企画官】 定刻となりましたので、ただいまから第1回教育と福祉との連携についての副大臣（文科・厚労）プロジェクトチーム（仮称）会議を開催させていただきます。

本日は大変お忙しいところ、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

それでは、最初に文部科学省、丹羽副大臣から御挨拶を申し上げます。

【丹羽副大臣】 それでは、改めまして、皆様、こんにちは。本日、教育と福祉の連携についての副大臣プロジェクトチームを開催するに当たりまして、高木副大臣はじめ、厚生労働省、また、自治体の皆様方にもお越しいただきまして、本当にありがとうございます。御紹介いただきました文部科学副大臣の丹羽秀樹でございます。

発達障害をはじめ、障害のある子供たちに対して、教育と福祉、それぞれの双方から様々な支援が講じられております。例えば、学校でいいますと、通級による指導など、障害に応じた支援や指導を受け、放課後は障害福祉サービスでもあります放課後等デイサービスを利用されておられます。また、保護者に対しても、不安なこと、また分からないことに対する窓口が教育にも福祉にも設けられておりますが、実際そういった方々がサービスを受けられているかどうかという、まだまだ完全ではないという声が現場から聞かれております。是非このプロジェクトを通じまして、そういった保護者の方、また、学校現場、福祉の現場で働く方々がお互いに連携して、障害のある子供たちに対してしっかりとしたサービスをより充実できるような、そういった意味合いを持ちましてこの会議を持たせていただいております。

この会議におきまして、いろんな皆様方の地域の声を聞かせていただきまして、それらを反映した中で、また課題を見つけて、とりあえず今年度中までにある一定の方向性を出し、是非実りあるプロジェクトにしたいと思っております。特に今回、高木副大臣におかれましては、お声かけさせていただきまして、非常に快く受けいただきまして、本当に心から感謝申し上げます。皆様方の御協力、何とぞよろしく願いいたします。

【森下特別支援教育企画官】 ありがとうございます。続きまして、厚生労働省、

高木副大臣から御挨拶をお願いいたします。

【高木副大臣】 皆様、こんにちは。厚生労働副大臣を務めております高木美智代でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

実は先月、副大臣を拝命をいたしましたちょうどその日に、丹羽副大臣から障害者施策における教育と福祉の連携を進めるために、まずは霞が関の縦割りを排除して、両大臣をトップにチームを作ってはどうか、そうした連携を文科と厚労と両方で進めたいと思うがどうかという、大変ありがたい御提案を頂きました。私は実は副大臣就任前から、発達障害者の支援を考える議員連盟の事務局長などを務めてまいりましたので、丹羽副大臣からこのようなお話をもちかけていただいたことは願ってもないことだと思ひまして、御趣旨にすぐに賛同させていただいた次第でございます。加藤大臣にも御報告しましたところ、いいことなのでしっかりとやってほしいというお話でございました。

昨年議員立法により改正されました発達障害者支援法には、障害のある子供たち一人一人の特性を理解し、いじめや差別が起きない学校や社会作りを進めるには、教育と福祉などの関係機関と家庭が連携して情報を共有し、地域において一貫した支援を行うことが大切であるということがしっかりと書かれております。これは発達障害に限らず、さまざまな状態にある障害のあるお子さんたちについても同様のことが言えると思っております。

本プロジェクトチームでは、こうした発達障害者支援法の枠組みを踏まえつつ、現場の先進的な取り組みもお聞きしながら、文科と厚労としっかりと手を取り合って提言をまとめていきたいと思っております。

皆様が御承知のとおり、縦横連携と申し上げさせていただいておりますが、やはり子供たちが育っていくその過程で、保育所までは厚生労働に関わり、その先は文科省に関わり、また就労になると厚生労働になっていくと。こうした中で、一貫した、地域も含めた支援がどのようにできるのか。また、横の連携で、申し上げましたとおり、教育や、また福祉、そして家庭、ここがしっかりと連携をとりながら、そのお子さんを中心に支えていくという、こうした体制作りが必要であると思っております。

このような中で、個別支援計画、また個別指導計画を、教育、福祉の関係者が、子供や保護者の意見を受けとめ、また理解を得ながら連携して作るといった方向も打ち出すことも大切ではないかと考えております。

また、本プロジェクトチームでまとめる提言につきましては、地方自治体の教育委員

会や福祉部局にしっかりとお伝えをいたしまして、こうした方向が地域の実情に応じて全国で実現できますように、国としての支援策なども盛り込むことができればと思っております。

教育、福祉の関係者が、障害のある子供たちとその保護者に寄り添いながら、地域において一貫した支援を行い、その中で、子供たちが夢を持ち、夢に向かって成長できる、そんな社会を実現できるように提言をまとめてまいりたいと思っております。誰も置き去りにしないという、こうしたメッセージもしっかりと伝えることができればと思っております。

今、丹羽副大臣からお話しいただきましたとおり、スピード感を持って取りまとめることができますように、活発な議論をさせていただきながら、私も努力をしてまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

【森下特別支援教育企画官】 それでは、議事に入りたいと思います。議題1、プロジェクトチームの設置についてということで、資料1に今回の会議の次第を御用意してございますが、設置の趣旨につきましては、今、両副大臣からお話やお言葉を賜ったとおりでございますので、ご説明は省略させていただきます。お話のあったとおり、年度末に向けて活発な議論を進めていきたいと考えておるところでございます。

続きまして、議題2、本日の本題でございます。本日は、教育と福祉の連携を進めている先進自治体、2カ所にお越しいただいております、ヒアリングを行いたいと考えてございます。まずは、学校と放課後等デイサービスとの連携についての取組について、大阪府箕面市教育委員会事務局子ども未来創造局人権施策課長、柴田様、参事の宮部様からお話をお願いいたします。

【大阪府箕面市（柴田課長）】 よろしくお願いいたします。まず初めに、昨年度、文部科学省の放課後等福祉連携支援事業の委託を受けさせていただきました、ありがとうございました。また、事業実施時や本日の発表に当たりまして、特別支援教育課の松下様をはじめ、関係者の皆様にもいろいろと御指導、御協力を頂きました。重ねてお礼を申し上げます。ありがとうございました。

それでは、放課後等デイサービス事業所と学校の連携の取組につきまして、御説明の方、させていただきたいと思っております。座って説明の方、させていただきます。

まず箕面市の概要についてということで、2つシートを付けておりますが、こちらの方はまた後ほど御覧いただければと思っております。

シート3枚目を御覧ください。箕面市の特別支援教育の概要につきまして簡単に御説明の方、させていただきたいと思います。

まず学校数の方なんですけれども、小学校の方が14校、中学校の方が8校、合計20校（小中一貫校2校を含む）というふうになっておりまして、約1万2,000人の児童・生徒が通っております。

その中で、特別支援学級に在籍する子供は増加をしております、それに伴って学級数も増加しているという状況です。

今年度、平成29年度は、小中合わせまして児童・生徒数は610人、学級数につきましては129学級というふうになっておりまして、これは5年前の平成24年度と比較すると、児童・生徒数では2倍というような状況になっております。

箕面市の特別支援教育は、「一人ひとりを大切にした『ともに学び、ともに育つ』教育」を大切にしています。支援の必要な一人一人の子供の教育的ニーズに応じた支援を行っており、また、特別支援学級に在籍している子供たちは、できるだけ通常の学級の中でほかの子供たちと一緒に学校生活を過ごすようにしております。

そのための環境整備といたしまして、市内全小中学校への多目的トイレやエレベーターの設置、教室へのエアコンの設置、学習や生活面で補助を行う介助員や医療的ケアの必要な児童への看護師資格を持つ介助員の配置、また、重度障害児の通学を保障するための学校送迎の実施、特別支援学校等と連携した巡回相談など行っております。

また、就学前から小学校、小学校から中学校へと支援がしっかりと引き継がれていくようにということで、市内で共通した就学引継ぎシート、また、進学支援シートを作りまして、丁寧な引き継ぎを行うようにしております。こちらにつきましては、本日配付しておりますこのブルーの箕面市支援保育・支援教育ハンドブックをまた御覧いただければと思います。

こういった仕組み作りにつきましては、学識経験者や医療、保健、労働などの関係機関、また、保護者の代表を交えました箕面市支援連携協議会という組織を作っております、そこでいろいろな御意見を頂きながら進めております。

さて、本日のテーマの放課後等デイサービスについてでございます。まず、市内の放課後等デイの利用者数や事業所数の推移なんですけれども、平成24年度に制度が出来てから、御覧のとおり、右肩上がりが増えてきているという状況になっております。

平成24年度、利用者数は92人、事業所数は6事業所でしたが、今年度8月末時点で、302

人、21事業所という状況になっております。

放課後等デイの利用状況ですが、放課後等デイの利用者は今後も増加する見込みというふうになっております。

給付費も増えておりまして、昨年度、平成28年度の給付費は、制度開始時の5倍という状況になっております。

利用している事業所は、市内の事業所が全体の約6割、市外の事業所が約4割というふうになっておりまして、利用者が特色のある事業所を求めて、市内だけでなく、市外の事業所も利用しているという状況になっております。そして、利用者の約5割が障害児相談支援を利用しております。

続いて、放課後等デイの現状ですけれども、先ほどのグラフのとおり、こちらも増加をしております。

また、各事業所ですが、それぞれ特色あるサービスを提供しており、例えば重度心身障害児や医療的ケア児への支援、個別療育や運動療育、地域交流など、それぞれの事業所で特色のあるサービスを提供しています。

市では、放課後デイと市、または事業所同士が情報交換等をする場として、年に2回程度、障害児通所支援事業所連絡会というのを開催しております。

この連絡会の場で、放課後等デイからの要望として、児童へのよりよい支援のためということで、学校との連携を求める声がいろいろなところから上がってまいりました。しかしながら、一方で、学校の方が放課後等デイのことを知らない、周知されていない、そういった現状の方がございまして、これが大きな課題というふうになってまいりました。

このような中で、昨年度、文部科学省の方から放課後等福祉連携支援事業をやらぬかというお声かけを頂きました。年度途中のお声かけでしたので、補正予算を組みまして、11月から事業を開始し、3月まで5カ月間という短い期間でしたが、事業の方を実施させていただきました。

文科省の実施要領に基づきまして、箕面市の方では、豊川北小学校という学校をモデル校に指定し、教育・福祉に精通した連携調整員を任用して事業に当たりました。

また、モデル校での連携の取組を他校も視野に広げていくため、先ほど説明しました箕面市支援連携協議会を活用して、有識者等から指導・助言を受けるといった形で進めてまいりました。

委託事業での取組の全体像でございます。まず学校に放課後等デイのことを知っても

らうため、事前に校長会で放課後等デイサービス事業についての説明会を開催いたしました。

次に、学校、放課後等デイ、保護者、それぞれのニーズを調査するため、市内の全小中学校と市内の全放課後等デイ、また、本市の児童・生徒が3名以上利用している市外の放課後等デイにアンケート調査と聞き取り調査を行いました。保護者につきましては、特別支援学級在籍の児童・生徒の保護者会の月例の集まりの方に参加をいたしまして、座談会という形で聞き取り調査を行いました。

その上で、幾つかの連携の手法を検討し、モデル校においてそれを実践、箕面市支援連携協議会での意見交換等を経まして、本日配付をさせていただいております先ほどの箕面市支援保育・支援教育ハンドブックと、それから報告書ですね、そちらの方を作成をいたしました。

今年度に入ってからとなりますが、保護者につきましては、保護者会の方でハンドブックを紹介し、各小中学校の方に数部ずつお渡しをして、保護者の皆さんで見ていただくようにするとともに、本市のホームページでも閲覧可能というふうにしております。

また、保護者と放課後等デイの方につきましては、今年度の事業所連絡会の方で市内の全事業所にハンドブックと報告書の方、配付をしまして、説明会を行いました。また、学校の教職員につきましては、各学校と特別支援学級、担任の教員全員にハンドブックと報告書の方を配付し、校長会と担当者会で説明を行いました。

以上が今回委託を受けて実施させていただいた事業の大きな流れというふうになっております。

それでは、事業の内容につきまして、もう少し詳しく説明をさせていただきます。まず、保護者や放課後等デイ、学校でアンケート調査や聞き取り調査を行った結果から見えてきた課題です。

保護者の方からは、子供の送迎時や引き継ぎ等で学校の協力が得られにくいことがあったので、学校に放課後等デイの理解を深めてほしいといった意見や、放課後等デイの一覧表を受け取ったけれども、具体的なサービス内容が分からず、子供に合う事業所を探すのに苦労したといった声、また、相談支援事業所や放課後等デイのサービスを受けるまでの流れが分からなかったといった声がありました。

また、放課後等デイの方からは、学校と連絡をとりたいけれども、学校の窓口となる担当者が分からず、連絡がしづらいついた声や、小中学校の教員は特別支援学校の教

員と違って放課後等デイに対する関心が低いといった声がありました。

また、学校の方からは、体調不良時や緊急時の放課後等デイの子供の受け入れ基準が分からないといった声や、1人で複数の放課後等デイを利用していたり、また学校によっては、利用する子供が多くて、個別に多様な連携をとることが難しいといった声がありました。

次に、調査結果から挙げられた保護者、放課後等デイからの要望内容です。まず、保護者の方からは、学校、放課後等デイ、保護者が一堂に集まって連携についての相談をする場を設けてほしいといった声や、連携の方法として、学校、放課後等デイ、保護者の3者が共通で使える共有のノートを使うのがよいといった声、また、1人で複数の事業所を利用している場合もあるので、事業所ごとに連絡ノートを作るのではなく、統一のノートにしてほしいといった声がありました。

放課後等デイの方からは、引き継ぎの方法として、口頭だけでなく、子供の状況によっては、ノートやファイルなど書面での引き継ぎが必要といった声や、送迎をしていない事業所の方からは、連絡は保護者から受けているけれども、学校からの引き継ぎがあると安心だといった声がありました。

これらのことから、学校、放課後等デイ、保護者が集まって連携について話し合いができる面談の場があればよいということ、また、連携の方法として、3者が一緒に共有できるノートが望ましいということが要望として挙げられました。

そして、必要な引き継ぎ事項としてなんですけれども、保護者、放課後等デイ、学校の方からは、日々の引き継ぎでは、子供の健康面とか、あるいは学校での様子、宿題の有無、排泄時間など、また個別の教育支援計画や指導計画、学校や放課後等デイの予定表、学校での学習の進み具合、放課後等デイのパンフレットやケアの状況、そういったことが挙げられました。

さて、これらの連携を進めていく上で課題になったことが5点あります。

まず1つ目ですけれども、これは個人情報の問題です。保護者、事業所、学校の3者で同意をとるための方策がないということが課題の1つになりました。

2つ目として、学校や事業所が情報交換等をする時間の確保が難しいということ。

3つ目として、学校と事業所の関係性が築けていないこと。

4つ目として、事業所や福祉サービスについての学校や保護者の認知不足。

また5つ目として、保護者、事業所、学校で相談窓口が共有されていないこと。

これらが課題として挙げられました。

【大阪府箕面市（宮部参事）】 これらの課題を考慮しながら、モデル校で取り組んだ実践例を紹介します。

まず連携に当たっては、学校と放課後等デイと保護者が連携について面談で確認をするということが望ましいところですが、全ての児童・生徒については、それを実施することは難しいです。そういった中で、まず、連絡シートを作成し、モデル校で実践しました。

連絡シートにつきましては、本日お配りしております参考資料の1ページの方をごらんください。学校、放課後等デイ、保護者それぞれが連絡シートに記入していくことで、必要な引き継ぎや情報共有の内容、方法を確認し、共有することができます。

連絡シートの活用についてです。まずは、1、基本的なことですが、学校と放課後等デイの窓口となる担当者をそれぞれ決めます。

次に、2、情報共有する内容と方法を整理します。

そして、3、このシートの活用による成果です。互いの担当者や連絡先が明確になり、連携がとりやすくなった。保護者の意向を確認することができた。下校時間や学校行事、代休などの連絡がスムーズになった。双方の支援計画を参考に、同じ方向性を持って支援目標を立てることができた、という成果がありました。

このシートの活用によって何を引き継いだらよいか、何を共有したらよいか分からないといった場合も、あらかじめ決めておくべき項目を書いておくことで、確認しやすくなりました。

また、学校、放課後等デイ、保護者の3者で面談の時間がとりにくい場合でも、この方法であれば、書面での確認が可能ですし、また、次年度への引き継ぎもしやすくなります。

次からは、具体的な日々の引き継ぎ方法について説明します。引き継ぎ方法として5つの方法を考えました。この中で、引き継ぎの方法を統一するのではなく、学校がそれぞれの状況に合わせて、また児童・生徒の一人一人の状況に応じて引き継ぎの方法が選択できたらと考えています。

1は、送迎時に口頭で事業所の担当者に伝える方法です。口頭ですので、時間の短縮ができますが、伝えたい情報が伝わらないこともあります。

2は、特別支援学級のファイルやノートの活用です。お手元の参考資料の方もごらんく

ださい。本市では、従来から特別支援学級に在籍している児童・生徒は、学校に応じたファイルやノートを保護者と学校の情報共有に活用しています。学校からは、特別支援教育担当者が、学習や休み時間の様子、体調や持ち物のことなどを記入し、保護者に学校の様子が伝わりやすい工夫をしています。そのファイルやノートに放課後等デイから学校への記入欄を設けて活用する方法です。既存のファイルやノートに放課後等デイの欄を設けるだけで活用することができるため、本市では最も進めやすい方法となっています。

3、共有の連絡ノートは、新たにノートを作る方法です。モデル校では、医療的ケアの必要な児童の引き継ぎに当たって、学校の看護師と放課後等デイの看護師の情報共有のために活用をしていました。

4の簡易メモは、伝えたい情報だけに特化して伝えることができます。

5の生活記録表は、睡眠時間や水分補給、排泄などの記録が必要な児童・生徒について、学校、放課後等デイ、保護者がそれぞれ記入し、共有することができます。

今回の事業で大切にしたいポイントは3つあります。1つ目は、まずは学校で放課後等デイの周知を図るということです。次に、学校によって、規模や職員数、放課後等デイに通っている児童・生徒も様々ですので、先ほど説明した連携の手法を5つ提示し、学校に応じたやりやすい方法でまずは取組をスタートしようということで進めてきました。

また、今回は初めての取組でしたので、今後については、箕面市支援連携協議会の中で継続して連携の在り方について検討していくこととしました。

今年度、このような形で取組を進めていく中で、これまでとは違う動きが見られました。それは、学校のケース会議において、関係者として放課後等デイが参加する機会が出来てきたことです。ケース会議は、従来から学校で行われてきたものですが、支援を必要とする児童・生徒が安心して学校生活を送ることができるように、関係者が集まって、情報を共有し、よりよい支援ができるよう検討する会議です。会議のメンバーはケースに応じて変わりますが、その中に放課後等デイが参加する事例が少しずつ増えてきています。ケース会議を開催するに当たっては、どこがイニシアチブをとるのか、議論になりましたが、必要性のある機関が声を上げ、開催できることが望ましいと考えています。

このようなケース会議における学校と放課後等デイの連携については、事業所への聞き取りから状況をつかんだのですが、ケース会議への参加により学校との連携が増えた

ことを実感している事業所が複数見られました。

ケース会議の開催のきっかけは、保護者からの発信、学校からの発信、SSWからの発信、相談支援事業所からの発信の4つのパターンがありました。先ほどの説明とも重なりますが、子供の支援に当たり、必要と感じているところが声を上げ、ケース会議開催に持っていくということが望ましいと考えています。

このように、今回、教育委員会からの学校と放課後等デいの連携についての発信をきっかけとして、いろいろな形でケース会議を持つ機会が出てきています。

最後に、連携に関する成果と課題についてです。成果は、ハンドブックや報告書の配布、また、特別支援教育担当者対象の学習会を開催したことにより、放課後等デいの制度等について周知することができました。

また、保護者、学校、SSW、相談支援事業所等からの呼びかけで放課後等デイが入った形でケース会議が開かれるなど、少しずつ連携が進んでいます。また、ケース会議を持つことで、支援計画や指導計画の方向性を確認することもできてきています。

課題としましては、特別支援教育担当者には放課後等デいの周知ができてきていますが、通常の学級担任にまで周知ができていないということが挙げられます。学級担任の中には、放課後等デいの仕組みについて分かっていない、また、連携の必要性を感じていない教員もまだまだいます。

送迎時の引き継ぎ対応としましては、利用者数の多い学校では、時間が重なったときの安全確保や引き継ぎ、事業所に確実に引き渡す人的体制などが課題です。今後、利用者が増えてきた場合の安全確保や情報を的確に引き継ぐことが課題だと考えています。また、特別支援学級に在籍している児童・生徒に対しては、引き継ぎができてきていますが、通常学級の児童・生徒については、人的体制からなかなか対応が難しいのが現状です。

今後の取組としましては、学校に対して、学習会等を通じて引き続き放課後等デイについて周知を図っていくこと、また、箕面市支援連携協議会において、引き続き学校と放課後等デいのよりよい連携の在り方について検討していくこと、このことを進めていきたいと考えています。

これで箕面市の報告を終わります。御清聴ありがとうございました。（拍手）

【森下特別支援教育企画官】 御発表ありがとうございました。それでは、質疑応答の時間としたいと思います。御質問のある方、挙手の方でお願いをいたします。丹羽副

大臣、お願いします。

【丹羽副大臣】 箕面市の皆様、本当にありがとうございました。とても素晴らしい取組を行われているというのを改めて実感いたしました。まずこのハンドブックなんですが、これは無料で配布されていらっしゃるということでしょうか。

【大阪府箕面市（柴田課長）】 はい、無料で配布しております。

【丹羽副大臣】 希望者に配付するものでしょうか。それとも全校生徒全てでしょうか。

【大阪府箕面市（柴田課長）】 全保護者に配るというのは難しかったので、各学校に数部ずつ配って、保護者の皆さんで見ていただくという形でやっています。

【森下特別支援教育企画官】 ほかにいかがでしょうか。高木副大臣、お願いします。

【高木副大臣】 大変今日はありがとうございました。素晴らしい先駆的な取組をしてくださって感謝申し上げます。2つ伺いたいたんですが、1つは、放課後児童デイのいわゆる送迎なんです。自分で行っていらっしゃるお子さんたちがいらっしゃるのか。ほとんど学校が終わると、送迎のバスが並ぶというのが最近の風景になっているところを私も見ているのですが、どういう状況かというのが1つ。

それから、あと、もう一つ、教員の方たちの負担ですね。引き継ぎのときに、紙ベースでされていると思うのですが、当然コピーとか、そうしたことを考えますと、かなりの事務負担ではないか。それを恐らく簡素化しながら様々なパターンをお作りなのだと思いますが、そうした負担に対する配慮ということはどのようにされているのか。その2点をお願いいたします。

【大阪府箕面市（柴田課長）】 まず1つ目なんですけれども、放課後に利用しているお子さんにつきましては、多くの事業所の方が学校の方に迎えに来るという状況になっております。学校の方に迎えに来て、学校の方の教員が引き継ぎをして、事業所の方に向かっていくという形になりますが、土曜日、日曜日の利用とか、あるいは夏休みとか、そういったときに利用しているお子さんについては、御自宅の方から直接行かれるというような形になっております。

2つ目の方なんです。今おっしゃっていただきましたように、教員の時間がなかなかとれないということが大きな課題というふうになっておりまして、今一番多く引き継ぎをしている方法としては、口頭がやっぱり一番多いです。ただ、口頭ですと、どうしてもなかなか伝え切れない部分もありますし、事業所の方も、的確に情報をつかむという

ことが難しいですので、何とか書類で、教員の負担を最小限にしながら、的確に情報を伝えるという方法はないかということで、先ほどの4点の方法を考えて、やってもらったという状況でございます。

【高木副大臣】 重ねて、口頭で申し送りするのと、あと、例えばSNS。様々なそうしたアプリとか、例えば開発すると、それは、使い勝手にもよると思うのですが、そうしたことが相当事務の簡素化につながるのかどうかというのはどうでしょうか。

【大阪府箕面市（柴田課長）】 ずっと子供を見ている教員が引き継げるかといったら、そうではなくて、子供を見ていない介助員が事業者さんの方にお子さんを引き継ぐということもありますので、例えばその場で直接引き継ぎをするのではなく、今おっしゃっていただいたアプリとかを活用してやっていくということであれば、更に、ひょっとしたらうまく引き継ぎの方ができるといえることになるかもしれません。

【森下特別支援教育企画官】 ほかにいかがでしょうか。

【三好室長】 障害児支援室長の三好と申します。2点お聞きしたいんですけども、1つは、今回の事業ってモデル事業でやられたと承知しているんですけども、よく言われますのは、モデル事業というのはモデル事業が終わるとそれで取組が終わってしまうみたいなこともあるんですけども、このモデル事業が終わって以降、この取組が根付いていて、ステージが1つ上がったみたいな形になっているのかどうかということをお聞きしたいのが1点です。

もう1点は、今回のモデル事業を通じて、学校サイドと放課後等デイサービス事業者が関わりをより持つようになったと思うんですけども、放課後等デイサービス事業者というのも非常にいろんな業者さんが参入されていて、質のばらつきも大きいというようなことが批判されているんですけども、まず例えばこのモデル事業はちゃんとデイサービス事業者は皆さん参加してくれたのかとか、あるいは、実際に交流してみたところ、いいところも悪いところもいろいろあったのか、それとも、実は意外とどの事業所も対応してくれたのかとか、そのあたりの感想をお聞かせいただければと思います。

【大阪府箕面市（柴田課長）】 まず1つ目のモデル事業で終わりではないかということなんですけれども、今、学校現場の方では本当に放課後等デイを利用する子供さんが増えているという状況です。学校の方に送迎ということで迎えに来る事業所も非常に多くなってきておりますので、そういった意味では、学校も引き継ぎはせざるを得ないという状況になっております。

ですので、このモデル事業、これで終わりということではなくて、これから子供がますます増えてきたときに、どういうふうに引き継ぎを的確に、また、少ない負担でやっていくのかということがやっぱり一番課題になっておりますので、そこは継続して教育委員会としてもやっていきたいと思っております。

2つ目の放課後デイにばらつきが多いのではないかとということなんですけれども、引き継ぎ面でそういったことはあまり感じないんですが、ただ、事業所によっては、先ほどケース会議のことを申し上げたかと思いますが、ケース会議の方に入って子供の支援のことについて教員と一緒に話し合いをするということはしていない事業所さんもあるのかなというふうに感じております。

以上でございます。

【森下特別支援教育企画官】 ありがとうございます。ほかにいかがでございましょうか。

【白間審議官】 発表ありがとうございました。1つ、ケース会議について教えていただきたいんですけれども、やっぱり一人の子供を関係者がきちんと必要な支援をするために情報を共有するということが必要だと思うんですけれども、18ページに書いておられるように、実際にケース会議を持つかどうかというのは、必要な者が、必要な機関がイニシアチブをとるということで、弾力的に臨機応変に開催できるのかなと思う反面、本当に必要なときに必要な情報のために必要な会議を持てるのかというようなことが一方で懸念があるような気がするんですけれども、きちんとケース会議というのは、必要な分開かれていたという感じでいらっしゃいますか。何か開き方を、こういう場合にはこうと決めた方がいいのか、いろいろ選択肢はあるかとは思っているんですけれども、そうしたケース会議の持ち方はどうだったでしょうか。

【大阪府箕面市（宮部）】 ありがとうございます。私どもが考えているのは、やはり、ケース会議の開催が必要だという機関が声を上げていくということが大事であると。支援連携協議会の中でもそのような話になりまして、それをルール化というか、このように声を上げていったら、スムーズにケース会議ができるようなルールをとということも出たんですけれども、今の段階では、ケース会議が必要だと感じているところが働きかけてやっていこうという話になっています。

【大阪府箕面市（柴田課長）】 学校にケース会議を積極的に取り組んでほしいという現場に負担感が出てきますので、それよりは、子供の課題でちょっと困っていると

ころが手を挙げてやっていくというようなことが一番スムーズに進められるのではないかなと考えています。

【白間審議官】 ありがとうございます。

【森下特別支援教育企画官】 ほかにいかがでございましょうか。箕面市の皆様、御発表ありがとうございました。（拍手）

続きまして、教育と福祉の部局が連携して切れ目ない支援体制を構築していらっしゃる新潟県三条市教育委員会子どもの育ちサポートセンターから、センター長の丸山様に御説明を頂きます。どうぞよろしく願いいたします。

【新潟県三条市（丸山センター長）】 三条市教育委員会子どもの育ちサポートセンターの丸山と申します。本日はよろしく願いいたします。

私なんですけど、この4月まで市長部局の方の福祉課の障害支援係長をやっておりました。それで、4月からこの子育ての方に来ているわけなんですけれどもよろしく願いしたいと思えます。

それでは、まずは三条市の説明を簡単にさせていただきますと、新潟県のほぼ中央にありまして、人口が10万人ぐらいの都市になります。ちょうど10万人の都市規模でこのシステムはちょうどいいのかなというふうに我々は考えております。

まずこの部分についてなんですけど、1つ目としては、子育てに関する窓口の一本化ということで取組を行っております。組織機構の見直しにより、平成20年4月から教育委員会に子育て支援課を設置しております。

左が見直し前、右が見直し後ということになります。見直し前ですが、御覧のとおり、担当部署が5つに分かれております。こういったことで、市民にとっては、窓口が分散していて非常に分かりにくいと。子育て支援に関しては、市の窓口はこういう状態だったわけです。

これを窓口をなるべく一本化して、市民にとってワンストップでとまるような窓口を実現していこうということで組織の変更を行っております。それが右側になるんですけども、教育委員会という中に、義務教育ということで、その部分に関しては、学校教育課ということで、こちらは法律上、教育委員会の義務教育は置くということになっていますので、動かさないですが、そのほかの子育て業務について、子育て支援課を教育委員会の中に設置して、そこに一元化して、ワンストップ窓口を実現していこうということで組織の見直しを行ったところでございます。

同じ教育委員会内に、教育の部門と福祉とか保健の部分が一体になって日常的に連携を行っていくということで、今業務に当たっているところでございます。

続いて、現在の子育て支援課の組織体制について説明させていただきます。真ん中を中心に、左手が従来の子育て支援課の業務ということになるんですが、右側を御覧いただきたいんですけども、平成20年の組織の見直しの後に、更にとということで、平成25年度からになるんですけども、一人一人の子どもの育ちに応じたきめ細かな支援を継続的に行う教育機関として設置ということで、子どもの育ちサポートセンターを設置しております。私、こちらの部署に所属しております。

中身としては、総合支援係と発達応援室ということで2つあります。総合支援係については、25年の前からあった組織になります。15人体制ということで、保健師8名、家庭児童相談員3名、女性相談員1名を含んだ体制になっております。発達応援室の方なんですけれども、この25年を境に新たに新設した部分になります。それが全体で7名で、保健師2名、保育士2名、臨床心理士1名、あと、教員免許を持つ方が1名いらっしゃいます。下の方に移っていただいて、児童発達支援事業所子ども発達ルームということで、9名体制で、保育士等有資格者が7名、言語聴覚士が2名ということで、そういった体制でセンターを運営されています。

このセンターなんですけれども、どんな業務なのかというところなんですけど、相談回りの業務が中心になります。例えばなんですけど、総合支援係の方で、2つ目のポツで、乳幼児健診とあるんですけど、健診を機会にお母さんと相談をしたりやりとりするという仕事が保健師の仕事として出てくるんですけども、そういった相談回りの業務をここに全部集めてあります。職種についても、保健師を中心に、家庭児童相談員とか、女性相談員、あと、臨床心理士、保育士、あと、教員免許を持つ者ということで、様々な相談に発展した場合に対応できるようにこのセンターというのは構成されております。そういった相談回りの固まりというふうに考えていただければいいのかなと思います。

続きまして、子ども・若者総合サポートシステムについて説明させていただきます。こちらなんですけど、その組織の見直しを踏まえた上でなんですけれども、このシステムを今運用しているところでございます。システム概要といたしましては、子ども・若者という三条市民を乳幼児から就労に至るまで切れ目なく総合的に必要な支援を行うため、市がその情報を一元化し、関係機関が連携して個に応じた支援を継続的に行うようにするシステムということで運用しております。

まず対象児なんですけれども、左上に書いてあるとおりでございます。発達障害を含む障害児、被虐待児、不登校児、非行児、ひきこもりなどの問題を抱える若者ということで、様々な児童が入っているような形になっております。

子育て支援課の子どもの育ちサポートセンターが中心となって、内部の機関もそうなんですけど、外部機関も取り込んだ形でこのシステムを運用しております。情報の一元化ということで、支援台帳を子どもの育ちサポートセンターが管理することによって、情報の一元化に努めております。

資料の下のほうで情報共有ということがあるんですが、そちらの方に代表者会議というふうでございます。こちらなんですけれども、33の関係機関が集まってどういったときに私たちはこういうことをすることができます。こういうところは得意です、ですから、こういうときには相談してくださいという形で、自分たちの団体がアピールする場を年に一度、この代表者会議で設けております。

右側に行ってください、実務者会議があります。これは実務バージョンで行っております。この実務者会議なんですけど、4つの部会に分かれて運用しております。虐待防止部会、問題行動対応部会、障がい支援部会、若者支援部会です。虐待防止部会だと、年4回、そのほかの3部会については年1回ずつ集まって、それぞれの取組の紹介を行ったり、協議を行ったりしております。

具体的なケースになると、一番右側になるんですけれども、個別ケース検討会議ということで、平成28年度は71回開催しています。必要な関係機関参集につきましては、子どもの育ちサポートセンターが中心になって集めるような形をとっております。

これ、全てをひっくるめて三条市子ども・若者総合サポート会議ということで位置付けております。法定の三条市要保護児童対策地域協議会と、あと、子ども・若者支援地域協議会を兼ねるような形で運用しております。

続きまして、4つの部会の支援状況の方になります。子ども・若者総合サポートシステムの支援人数については、平成29年3月末現在で記載のとおりになっております。合計で887名の児童を把握しております。

下の方に各部会の担当と支援内容が記載してあります。後ほど御覧いただきたいと思っております。

こちらなんですけど、ライフステージに応じた切れ目のない一貫した支援ということで、6ページになりますが、ライフステージに応じて、三条市ということで、主な支援事業と

いうことで記載しておりますし、あと、関係機関ということで、そこに記載されているとおりでございます。様々なそういった支援ツールなり関係機関が出てくるんですけども、そこを子どもの育ちサポートセンターが中心になって連携を円滑にしているということでございます。

ここまでがサポートシステムの話になるんですが、ちょっと補足をさせていただきますと、まず、行政サイドの方で情報の一元化ということでやっているんですが、ちょっとこちらを御覧いただきたいんですが、皆さんのお手元にはないんですけども、すまいるファイルということで、三条市子育てサポートファイルということで、これを、子どもが生まれたときに、障害がある、ないにかかわらず、皆さんに無料で配布しております。

それで、こちらなんですけれども、年次でラベルが貼ってあって、記載してもらったり、支援者の方に記載してもらったり、あと、例えば今、個別支援計画、いろんな段階を作っているんですけども、それを差し込んでもらって、育成歴を保護者の立場で一元化して持ってもらおう。そういった取組をしております。これがサポートファイルの連携、各機関の連携の1つのツールになっていて、こういったルールで皆さんがやっていきましょう、これを活用しましょうねということで、このシステムが運用されています。

あと、もう一つなんですけれども、このサポートシステムの中で33機関で運用されているんですが、個人情報の取り扱いのルールが決められているというのが1つの特徴だと思います。それによって、教育機関からもらえる情報がなかなか難しかったという部分ですが、福祉サイドとしては入手しやすくなったというところで、1つのメリットがあったのかなと思っております。

以上がサポートシステムの説明でございます。サポートシステムを運用している過程で、また更に課題が生じて、この三条っ子発達応援事業というのをスタートしているんですけども、これなんです、発達支援の部分で、教育サイドから課題が出てきたんですが、入学してから、そのスクリーニングをして支援をしていくというのがタイミング的にもっと早くならないかということで、保育の段階で、前倒しで発達支援に関する支援が展開できないかということで、サポートシステムの中でそういった話になりました。この三条っ子発達応援事業ということで、早期療育と早期支援をやっていこうということで、新たな課題に対応するために作られた事業がこれになります。

真ん中の表を見ていただきたいんですが、気づき事業、相談事業、支援事業というこ

とで、支援の流れが横に流れていく形になります。就学前事業と就学後事業ということで分けてあります。

下の表をちょっと見ていただくと、小学校の部分でスクリーニングで初めて気づくというのを、その左側の年中児発達参観のところです。年中児で気づいて、年長で1年間準備をして、学校に入っていただこうと。そういうことで、発見を1年間前倒しをして、準備をして学校の方に行ってもらおうと。そういうことで取り組んだ事業がこれになります。

この年中児発達参観なんですけど、中身といたしましては、保育所で展開されるんですが、児童参観、参観ですね。親御さんに子供の課題遊びを通じて子供の様子を見ていただいて、集団行動の中でどういった個性なり育ちが必要なのかというところを親御さんと一緒に確認していくのがこの年中児発達参観ということになります。じゃんけんゲームとか、運動遊び、友達探しなど、そういった遊びを通じて子供の様子を捉えます。それで、その後、親御さんと個人面談をして、困ったことはありませんかとか、相談に乗っていくという1つのきっかけになる事業でございます。

続きまして、就学後事業ということで、小中学校でのスクリーニングということになります。こちらは学校の中で行われているんですけども、常時スクリーニングが行われているという内容になっております。

続きまして、相談事業です。就学前事業ということで、子どもの発達・子育て相談ということで実施しております。こちらなんですけど、先ほど申しあげましたサポートセンターの様々な専門のスタッフによる相談支援を展開しております。

続きまして、就学後事業、教育相談です。こちらは、学校が中心になって行う事業になります。学校のそれぞれの先生方が対応を一義的にはするんですけども、そのサポートということで、教育センター、子どもサポートセンターの隣にちょうどあるんですけど、教育部門の教育センターの方の指導主事2名がバックアップということで先生たちからの相談を聞いたり、時には直接保護者の皆さんの相談を受けるといった形で相談対応を行っております。

教育委員会内の相談体制なんですけれども、12ページになります。子どもの育ちサポートセンターと教育センターが協力し合って、子どもの発育・子育て相談と教育相談を行うような形になっております。先ほど就学前と就学後で切り分けていたんですけども、話の内容によっては、チェンジをしたり、そういったことで、ケースに応じて情報共有や引き継ぎを行っているところでございます。

それと、ちょっとまた手元にはないんですが、こちらの三条市子育てガイドブックというものを生まれたときに皆さんに無料で配布しておりまして、各種制度の御案内をこれであるような形になっております。これは、各施設にも毎年新しいのが行って、必要に応じて必要なページをコピーして、それを使って各種制度の案内がされているところでございます。

こちらが障害者の福祉制度の御案内ということになります。こちらは、手帳取得の方になって、障害の認知が終わった方用の、ちょっと福祉サービスとしては細かいものになります。こちらも同じように、手帳取得時に全員無料でお渡ししておりまして、あと、各機関、施設にもお渡ししているので、これを使って様々な制度の相談とか紹介がなされているような状態になっております。

続きまして、支援事業の就学前事業でございます。こちらは、直営で子ども発達ルームということで、児童福祉法に基づく児童発達支援を展開しております。

続きまして、発達支援教育でございます。こちらは、保育所で個別の発達支援計画を作って支援しております。こちらなんですけど、担任の保育士のほかに、発達支援コーディネーターということで、担任を補佐する者を保育所内に設置していただいて、2人体制で支援を行っていくような体制をとっております。

続きまして、就学後事業で特別支援教育についてでございます。こちらなんですけど、今度、学校サイドの取組になるんですが、特別支援教育コーディネーターというものを配置しております。こちらも、先ほどの就学前と同じように、担任の先生以外に特別支援教育コーディネーターという役割を担ってもらう方を配置しております。

あとは、※の2のところにあるんですが、個別の教育支援計画と※の3の個別の指導計画とあります。この2の方は、教育支援計画ということで、これはストレートに言うと、支援マップを作っています。どんな関係機関が支援体制を構築しているのかというものです。それで、これは毎年引き継がれるものになっておりまして、保護者の同意、一緒に作り上げているものになります。下の※の3については、個別の指導計画については、年度ごとの単位で作られておりまして、こちらは保護者の方とは共有はしてなくて、教育現場のサイドで立てている計画ということになります。

最後になりますが、三条市の発達支援体系ということでまとめております。左が、気づき、相談、支援ということで、支援の流れになっております。それを上から下に年次ということになるんですが、途切れがないように子ども・若者総合サポートシステムが

運用されているということでございます。

あと、最後になります。放課後等デイサービス事業所については、三条市はやっと近年事業所がだんだん立ち始めている状態になっております。それで、なかなか児童発達支援という、障害のサービス全体に言えるんですけども、サービスの種類はそうなんですけれども、中身が千差万別というのが障害の場合あるので、どうやって関係者に、この事業所はこういう方をターゲットにしているよとか、送迎があるかないかとか、そういった細かな事業所の特徴をどうやって把握して伝えていくかというのがこれからの課題なのかなということ考えております。

すいません。ちょっと走り走りだったんですが、以上で発表を終わらせてもらいます。

(拍手)

【森下特別支援教育企画官】 ありがとうございます。それでは、質疑応答にしたいと思います。御質問のある方、挙手をお願いいたします。

【日詰発達障害対策専門官】 厚労省の専門官の日詰です。少し追加で情報、御説明いただきたいんですが、先ほど個人情報の管理の部分についてルールを作りましたというふうにおっしゃっていたんですが、そのあたりをもうちょっと詳しく教えていただけますか。

【新潟県三条市（丸山センター長）】 まずサポートシステムの支援者のマニュアルというのがございまして、そのマニュアルをみんなで共有しているんですけども、その中に、まず教育委員会の内部については、例えばさっき話に出た虐待、ひきこもり、障害の案件については、情報共有ができるかどうかで、○、×、△みたいな形であって、例えば教育委員会外の市役所の部局間同士はどうかということで、また○×表があって、今度は外部の関係機関ではどうかということで○×があります。あと、本人から同意書をもっているとき、この場合はどうなるかというのもそこに書いてあるような形になって、それをみんなで共有しております。それによって比較的スムーズに情報のやりとができるような体制になっております。

【日詰発達障害対策専門官】 ありがとうございます。

【森下特別支援教育企画官】 ほかにいかがでございましょうか。

【高木副大臣】 大変ありがとうございました。縦横連携と先ほど申し上げましたが、現実、横連携がこういう形で、また縦の流れもスムーズにやっつけらっしゃると伺いまして、独自の大変すばらしい取組だと思いました。

そこでお聞きしたいのは、先ほど放課後デイについては、まだこれから事業者が本格的に参入するというお話ですが、療育とか、早期発見で早期療育につなげていくのが、既に前倒しをしている、スクリーニングとか、こうしたとても上手なやり方だと思うんですが、その後の支援というのは、具体的にはどこと連携しながらどういうふうに進めていらっしゃるのでしょうか。

【新潟県三条市（丸山センター長）】 先ほどの説明の中に子ども発達ルームというのは児童発達支援で直営でやっているということでお話しさせてもらったんですが、そこがまず一義的に支援の一番最初の窓口になります。それで、なかなか民間の事業所になると、障害の場合だと、全部受け入れるというよりは、ターゲットがある程度あって、なかなか全部を受け入れられないという実情があるんですけども、まず直営の発達ルームで全ての児童を受け入れるような形になっております。

利用者負担も通常発生する場合がありますけれども、そこあたりも無料にして、経済的な負担を理由に受けられないようなことがないようにしてあります。

その発達ルームがまず1つあって、そこから福祉サービスにまたつなげていくようなイメージで今運用されております。

発達支援事業所から発達支援事業所につなげていったり、発達ルームから児童デイに、就学して、つないでいくというケースもございます。

児童サービスについては、もともと三条は2つの事業所があったんですけど、昨年、今年と1つずつ出来て、今4つの事業所になっております。3年後なんですけど、これが倍ぐらいになるような今見込みが立っておりますし、急速に事業所が増えておりますし、あと、支援の中身も、それぞれの事業所が特色があって違いますので、それをこれからどうやって必要な方に結び付けていくかというのが課題になっております。

【森下特別支援教育企画官】 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

【中村課長】 特別支援教育課の中村といいます。きょうは本当にありがとうございました。先進的に、教育と福祉、一緒になってこういう体制でやろうと。20年からというふうに書いてあるんですけども、これはやはり市長さんがこういう体制でやるべきだという主導をされているのか、それとも、行政職員の人たちが、市民からの問い合わせとかを踏まえれば、これは一元化してやった方がいいということでこういう体制を組まれたんでしょうかね、というのが1つです。

それともう一つ、9ページになるんですが、小中学校でのスクリーニング、就学後事業

ということで、就学後、発達障害の疑われる児童・生徒というところがあります。ここで、学校においての実施方法で、担任教諭を含む複数の教員の観察ということを書かれているんですが、この複数の職員というのが、例えば主幹教諭とかは絶対入るんだとか、養護教諭は入るんだとか、という体制で見られるのか。それとも、それ以外の組み合わせなんかがあって、やっぱり発達障害の子供さんも増えていますので、全てについて同じ体制ではできないから、こういう人たちが協力してやっていくというふうな組み方をされているのか。その辺をちょっと教えていただけませんかでしょうか。

【新潟県三条市（丸山センター長）】 まず一番最初の発案ですね。これ、一番最初に本当は申し上げないといけなかったかもしれないんですけども、実は文部科学省から三条市に出向して来ていただいていた職員の方の発案でございます。当時、発達支援の在り方を担当として持っていた職員の方で、その途中で三条市にいらっしゃって、これはやってみるいい機会だということで始められたのが、それで、うちの今の市長がそれに共感して一緒に始めたのがきっかけということです。三条市というよりは、文部科学省様の方から出ていることなので、本当にありがとうございます。それがきっかけでございます。

【新潟県三条市（丸山センター長）】 あと、スクリーニングの方なんですけれども、学校の担任教諭のほかに、ちょっと説明では少し省かせていただいた部分があるんですが、15ページになりますね。こちらに※の1のところ特別支援教育コーディネーターというのがあるんですけども、この役割を担ってもらっている方には必ず入ってもらっております。

加えて、それは学校の現場での話なんですけれども、必要に応じて、子どもの育ちサポートシステムの中の教育センターの指導主事が2人学校間の調整を図っている方がいらっしゃるんですけど、障害の知見がある方になってもらっているんですが、その方が必要に応じて入ってサポートするような体制をとっております。

【中村課長】 ありがとうございます。

【森下特別支援教育企画官】 ほかにいかがでございましょうか。

よろしいですか。

ありがとうございました。本当にすばらしい発表、ありがとうございました。（拍手）

以上でヒアリングは終了です。箕面市様、三条市様、本当にありがとうございました。お話から、教育と福祉、学校と福祉事業所、それぞれの関係構築のために、事業内容を

お互いに知ったり、あるいは相談窓口の共有をしたり、そういったことの重要性というのが本当に示唆されているなと思いました。

伺っていて印象的だったのは、それぞれ、きれいなガイドブックを使って保護者の皆様にそれぞれがどういった取組しているかというものをしっかりとPRされているということが印象に残っております。本当にありがとうございました。

それでは、次の議題に進みたいと思います。プロジェクトチーム名につきましてこの場で決めるという形になってございます。資料4でございます。

事前に両副大臣にもお目通しを頂きまして、御意見も賜っているところでございます。「家庭と教育と福祉の連携『トライアングル』プロジェクト」というふうに銘打ちまして、サブタイトルには「障害のある子と家族をもっと元気に」というふうに打たせていただいております。

教育と福祉に家庭を加えまして、三者が一体的に障害児の支援を進めることを「トライアングル」という言葉で表現をいたしました。その上で、サブタイトルに「元気」という言葉を加え、明るく前向きな取組として進めていきたいと考えてございます。

プロジェクトチーム名、オープニングでは仮称となっておりますけれども、これからこういう名前で議論を深めてまいりたいと考えております。

何か特段コメントございますでしょうか。よろしゅうございますか。

ありがとうございます。では、この名前で、「トライアングル」プロジェクトの実現に向けて頑張っていきたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

本日の議題、これで以上、終了でございます。初回から熱心な議論を頂きまして本当にありがとうございました。最後に、これからのプロジェクトでの取りまとめに向けまして、御意見等、副大臣から頂きたいと思っておりますが、いかがでございましょうか。

【丹羽副大臣】 本日は、箕面市と三条市の皆さん、本当にありがとうございました。すばらしい御講演を拝聴させていただきました。

聞いた中で、やはり学校任せ、また、福祉の現場任せだけではなくて、保護者を巻き込んで行っていくということが非常に大事になってくることを改めて実感いたしました。保護者を巻き込んでいくときに、先ほど高木副大臣がおっしゃられたように、行政がどのようなリードをしていくかということ、リードの仕方は、予算も含めて、しっかりとサポートしていくことが、これは子供たちの未来の笑顔につながっていくわけですので、そういったことをまた今後も取り組んでいきたいと思っておりますので、また、厚生労働省の

皆様方も是非いろいろとお知恵を拝借したいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

あと、1つ、それぞれハンドブックとか、そういったひな型を見させていただきましたけれども、非常にすばらしい取組だと思っております。保護者の方がどういったところに相談したらいいかというのが分からない方が結構いらっしゃるんですよね。本当に受けられるサービスがまだあるというのに受けられていないというのが実情でございますので、そういったことをなくせるような仕組みにできるようにまた取り組んでいければ幸いですので、何とぞよろしくお願ひいたします。

【高木副大臣】 ありがとうございます。きょう、箕面市、そして三条市の具体的な取組を教えていただきまして、ひとつは、やはり個別の教育支援計画、個別の指導計画を作っていく上で、そのベースになるものをどのようにしていくのかということが重要であると思われました。三条市におかれましては、すまいるファイルということで、親御さんがそれを直接書き込んでいながら、そこにまた計画があった場合には差し込んでいく。そうすると、客観的に子供の成長を見守ることができる。子供の障害を受容できない親御さんが多い中にありまして、そうした取組というのは非常に重要なのだということを改めて教えていただきました。

併せまして、箕面市の取組の中で、特に放課後等デイサービスの質のところをまた今後どのように考えていけばいいのか。今、大きな課題になっております。送迎もどのようにあるべきか。自分で自立して行けるお子さんは自分で行った方がいいのかどうかということも含めて、あるべき姿というのをもうそろそろ完成形を考えていく段階に入っていると思っておりますので、この放課後等デイサービスの在り方そのものについても、また今後連携をとらせていただきたいと思いますと思っております。

きょうは貴重な機会を頂きまして、両市の方々に心から御礼を申し上げます。また、丹羽副大臣から今お話しいただきましたとおり、今後もこうしたヒアリング等も重ねながら、現場に即した形で、現場が進むなあとというふうに希望が持てる、そのような提言をまとめていきたいと思っておりますので、また今後ともどうぞよろしくお願ひ申し上げます。ありがとうございます。

【森下特別支援教育企画官】 副大臣、ありがとうございます。最後に、次回の予定でございますけれども、年明け1月には次回をと考えてございます。次回は、福祉関係団体、保護者の団体から御意見を賜って議論を深めていきたいと考えていますので、よ

ろしくお願いいたします。

以上をもちまして、第1回家庭と教育と福祉の連携『トライアングル』プロジェクト、終了したいと思います。本日はお忙しい中、ありがとうございました。

— 了 —